

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊交規第278号

平成31年4月11日

視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について（通達）

見出しのことについては、別添「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁規発第59号）のとおり運用することとしたので、各警察署にあっては、本指針に基づいた適切な信号機改良の上申に努められたい。その他の所属にあっては、執務の参考とされたい。

※ 警察庁通達「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。